

## 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨再開後の具体的取組について

令和3年11月26日付の厚生労働省の通知に基づき、令和4年度より、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開します。再開にあたり、本市が行う具体的取組について御報告します。

### 1 定期予防接種対象者への個別通知

#### (1) 送付対象者

平成18年度～平成22年度生まれの女子のうち、3回の接種が完了していることを確認できている方を除き、全員に個別通知を送付します(約6万人)。

#### (2) 発送予定日

令和4年6月10日

#### (3) 今後の対応

今後は、標準接種期間にあたる中学1年生になる直前の3月に個別通知を送付する予定です。

### 2 救済措置（キャッチアップ接種）対象者への個別通知

積極的勧奨が差し控えられていたことにより接種の機会を逃した方への救済措置として、公費（無料）による接種機会を提供します。

#### (1) 送付対象者

平成9年度～平成17年度生まれの女性のうち、3回の接種が完了していることを確認できている方を除き、全員に個別通知を送付します(約17万人)。

#### (2) 発送予定日

令和4年6月10日

#### (3) 救済措置（キャッチアップ接種）実施期間

令和4年4月～令和7年3月（3年間）

#### (4) 積極的勧奨の差控え期間に自費で接種した方への対応

救済措置の一環として、定期接種の期間に接種の機会を逃し、その後自費で接種した場合の接種費用の償還払いについて、令和4年3月18日付で国から実施基準等に関する通知がありました。この通知にもとづき、本市においても6月1日から申請の受付を開始する予定です。

### 3 市民への広報周知

本市ホームページに詳細な情報を掲載し、広報周知を実施しています。

また、この間に自費で接種した方の償還払いの御案内を広報よこはま7月号に掲載する予定です。

### 4 接種に関する相談窓口・医療機関との連携

#### (1) 接種後の症状等に関する相談窓口の拡充

4月1日から、副反応等の症状にお困りの方に対する相談支援に専任である看護職を新たに配置し、医師とともに医療的な相談にも対応できる体制を整えています。

#### 接種後の症状等に関する相談窓口

横浜市健康福祉局健康安全課：電話 045-671-4190 / FAX 045-664-7296

【午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始除く）】

#### (2) 接種後の症状に係る協力医療機関との連携強化

子宮頸がん予防ワクチン接種後に広範囲な痛みや運動障害など多様な症状が生じている方に対して、身近な地域において適切な診療を提供する医療機関として、国の通知に基づき都道府県により指定された病院（協力医療機関）が横浜市内に4か所あります。

協力医療機関と日頃から情報交換を行い、必要な場合には迅速に紹介できるようにします。また、今後、国・県とも連携して連絡会議を開催するなど、医療機関相互の情報交換会や連携を進めていきます。

#### 【参考】横浜市内の協力医療機関（令和4年3月現在）

医療機関名	窓口診療科
横浜市立大学附属病院	産婦人科
横浜市立大学附属市民総合医療センター	ペインクリニック
昭和大学横浜市北部病院	産婦人科
昭和大学藤が丘病院	産婦人科

## ◆横浜市からのお知らせ◆

## 子宮頸がん定期予防接種のご案内

中学1年生から高校1年生相当（平成18年4月2日～平成22年4月1日生まれ）の女子と保護者の方へ

このご案内は、令和3年11月26日付の厚生労働省の通知により、これまで差し控えられていた子宮頸がん定期予防接種の個別勧奨の再開が決定されたことに伴い、ワクチン接種のご案内と予診票を送付するものです。

接種の前に、ご本人とご家族でこのご案内と同封した厚生労働省作成のリーフレットを必ずお読みください。ワクチンの有効性とリスク等を十分にご理解いただいたうえで、接種についてご判断いただきますようお願いいたします。接種を希望される場合は、母子健康手帳等で接種歴を確認し、体調の良いときに受けてください。また、接種の際には同封の予診票をご記入のうえ、母子健康手帳など接種歴がわかる資料と一緒に協力医療機関にお持ちください。なお、接種費用は無料です。

送付物	部数
ご案内（本紙）	1部
厚生労働省作成リーフレット	1部
予診票	3部※
医療機関名簿	1部

Check!



○子宮頸がんのこと  
○ワクチンの有効性  
○副反応などのリスク

など、とても重要な説明があります。接種前に必ず確認してください！

※規定接種回数である3回分です。接種済みの場合や既に予診票をお持ちの場合、規定回数以上の接種を避けるため、不要な予診票は破棄してください。

## 1 子宮頸がん定期予防接種について

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの主な原因とされるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を予防するワクチンです。平成25年4月に定期予防接種に位置付けられましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みなどの症状が報告されているとして、2か月後の平成25年6月に厚生労働省は積極的な接種勧奨を差し控えるよう全国の自治体に勧告しました。この勧告を受け、横浜市でも対象者へ個別にご案内をお送りすることを取りやめました。

以降、8年以上にわたり、積極的にお勧めしない状況が続きました。その後、令和3年11月に、厚生労働省から、最新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回る事が認められることなどから、積極的勧奨の差し控えを終了し、対象者への個別勧奨を再開するよう全国の自治体に通知がありました。この通知を受けて、横浜市でも、対象となる中学1年生から高校1年生相当（平成18年4月2日～平成22年4月1日生まれ）の女子にご案内を送付することとしました。

## 2 子宮頸がん定期予防接種の対象者・接種方法

- (1) 接種対象者 接種日時点で横浜市に住民登録がある、小学6年生～高校1年生相当の女子  
（令和4年度対象者：平成18年4月2日生～平成23年4月1日生）

※接種をお勧めする年齢（標準の接種年齢）と接種回数：中学1年生の間に3回

- (2) 接種回数 3回

※ワクチンは2種類あります。接種はいずれか一方で、1回目～3回目の接種は必ず同じワクチンで受けることになります。詳しくは、直接協力医療機関へお尋ねください。

ワクチンの種類	説明	標準的な接種間隔
サーバリックス (2価)	子宮頸がんの主な原因となる HPV-16 型と 18 型に対するワクチン	初回接種の1か月後と6か月後に追加接種(計3回)
ガーダシル (4価)	HPV-16 型と 18 型に加え、尖形コンジローマという病気の原因となる6型と11型の4つの型に対するワクチン	初回接種の2か月後と6か月後に追加接種(計3回)

※9価ワクチン(シルガード9)を任意接種で完了している方は、2価又は4価を接種する必要はありません。

(3) 接種場所 横浜市内の予防接種協力医療機関

※同封の「予防接種協力医療機関名簿」(居住区)を参考にしてください。

※居住区以外の予防接種協力医療機関での接種を希望する場合は、横浜市予防接種コールセンターへお問い合わせいただくか、横浜市ホームページに掲載している各区の予防接種協力医療機関名簿をご確認ください。

[横浜市 予防接種](#) で [検索](#)

(4) 必要な物 同封の予診票及び母子健康手帳(母子健康手帳がお手元ない場合は健康保険証で年齢等を確認します)

(5) 実施期間 通年(ただし、接種日時は医療機関によって異なります。また、予約が必要な場合もありますので、事前に「予防接種協力医療機関」にお問い合わせください。

### 以降、特に保護者の方へお伝えしたいこと

#### 3 保護者の同伴

定期予防接種は、保護者同伴が原則です。ただし、次に該当する場合で、やむを得ず保護者が同伴できないときは、のご案内文、同封のリーフレットをお読みいただき、ワクチンの効果やリスク、接種後の注意などを十分ご理解いただいた上で、保護者が署名をした「予診票」及び「接種同意書」を協力医療機関にお持ち下さい。

(1) 接種を受ける者が13歳以上であること

(2) 保護者が接種について十分理解しており、以下の項目を満たしていること

- ・保護者がワクチンを選択し、予診票右上の選択欄(2価あるいは4価)を○で記している。
- ・保護者が予診票の質問項目に回答している。
- ・予診票と同意書の保護者自署欄に署名している。

なお、同意書は横浜市ホームページに掲載しています。

[横浜市 予防接種](#) で [検索](#)

#### 4 予防接種前の注意

(1) 一般的注意

**予防接種は、体調の良いときに受けるのが原則です。**日頃から、保護者の方はお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。何か気にかかることがあれば、あらかじめ、かかりつけ医や福祉保健センターにご相談ください。

ア 前日まで

- ① 受ける予定の予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは、接種を受ける前に接種医に確認しましょう。
- ② これまでに受けた予防接種によって強いアレルギー反応を起こしたことや、過去にけいれんを起こしたことのあるお子さん、または基礎疾患のあるお子さんは、事前にかかりつけ医にご相談ください。
- ③ 都合により、**横浜市以外の市区町村で予防接種を希望する方は**、事前にお住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係に、ご相談ください。なお、接種費用は原則、有料となります。

イ 接種当日

- ① 朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わらないことを確認してください。  
接種を受ける予定にしている場合、体調が悪いと思ったらかかりつけ医に相談のうえ、接種するかどうか判断しましょう。
- ② 自宅でお子さんの体温を測り、平熱であること確認し、少しでも体調の悪いときは、次の機会に延ばしましょう。
- ③ 予防接種を受ける医療機関には、お子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方がお連れください。
- ④ 予診票は、接種医への大切な情報です。責任を持って詳しく記入し、特に、最近受けた予防接種、アレルギーなどをご確認ください。

ウ 他のワクチンとの接種間隔

- ① 新型コロナワクチン  
新型コロナワクチンとの接種間隔は、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間以上の間隔を空けてください。
- ② 日本脳炎2期、二種混合(DT)  
子宮頸がん予防ワクチンと同時期に接種するものとして、日本脳炎2期と二種混合(DT)がありますが、これらのワクチンとの接種間隔に制限はありません。

## エ その他

麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ等にかかった場合には、全身状態の改善を待って、接種してください。

なお、接種については、免疫状態の回復を考え、以下の間隔を目安にあけてください。ただし、接種の実施は医師が判断しますので、接種の際はあらかじめご相談ください。

かかった疾病	間隔
突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）など	⇒ 治ってから1～2週間程度
風しん、みずぼうそう（水痘）、おたふくかぜなど	⇒ 治ってから2～4週間程度
麻しん（はしか）	⇒ 治ってから4週間程度

### (2) 予防接種を受けることができない方

次のようなお子さんは接種を受けられません。

ア 明らかに発熱（通常37.5℃以上）しているお子さん

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん

ウ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん

※アナフィラキシーとは、通常、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。

エ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

### (3) 予防接種を受ける際に注意を要する方

次に該当する場合、必ずかかりつけ医にお子さんを診てもらい、予防接種を受けてよいか事前に判断してもらいましょう。

また、接種は、かかりつけ医で受けるか、あるいはかかりつけ医に相談のうえ、必要に応じて別の医療機関で受けましょう。

その際、その医療機関が予防接種協力医療機関であるかについても確認してください。

ア 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん

イ 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん、または発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられたお子さん

ウ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん

けいれん（ひきつけ）の起こった年齢、そのとき熱はあったか、その後けいれん（ひきつけ）を起こしているか、接種するワクチンの種類などにより条件が異なります。必ずかかりつけ医と事前に相談しましょう。

エ 過去に免疫不全の診断がなされているお子さん及び近親者に先天性免疫不全の方がいるお子さん

オ ワクチンの製造過程で培養に使う抗生物質や安定剤などにアレルギーがあるとされたことのあるお子さん

カ ワクチンの成分またはトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのあるお子さん

キ 現在妊娠している場合は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

## 5 予防接種後の注意

- (1) 痛み等の頻度が高いワクチンであり、接種の痛みや緊張のために、血管迷走神経反射が出現し、失神することがあります。接種後は少なくとも30分間は背もたれのある椅子に座っていただき、座位で様子をみてください。前に倒れる場合がありますので、注意して様子を観察してください。
- (2) 接種後1週間位は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- (4) 接種当日は、激しい運動は避けてください。
- (5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

## 6 接種後に健康に異常があるとき

接種後、具合が悪くなったときは、すぐに接種を受けた医師、または、かかりつけの医師の診察を受けてください。

また、全国に、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状の診療に関する協力医療機関が設置されております。協力医療機関の受診については、接種を受けた医師、または、かかりつけの医師にご相談ください。協力医療機関は厚生労働省ホームページに掲載されています。 [HPV ワクチン 協力医療機関](#) で [検索](#)

## 7 接種後の症状等に関する相談窓口 【午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始除く）】

横浜市健康福祉局健康安全課 : 電話 045-671-4190 / FAX045-664-7296

接種後の症状で悩んでいる方、その他、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関して不安や疑問、困ったことがあるときは、健康福祉局健康安全課までご相談ください。

## 8 予防接種の救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。予防接種による健康被害が生じた場合には、お住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係または健康福祉局健康安全課にご相談ください。

### (1) 副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の赤み・腫れなどの比較的良好にみられる軽い副反応や極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。

このため、予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と厚生労働大臣が認定した場合に給付をします。

### (2) 給付の決定について

申請書やカルテ等、ご提出いただいた書類をもとに横浜市、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した横浜市から、支給の可否をお知らせいたします。

### (3) 給付の種類

- ア 医療機関での治療を受けた場合：治療に要した医療費（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用を支給します。
- イ 障害が残ってしまった場合：年に4回、障害の残ったお子さまを養育するための年金を支給します。
- ウ 亡くなられた場合：葬祭料及び一時金を支給します。

## 9 お問い合わせ

**横浜市予防接種コールセンター** 【午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始除く）】  
 電話：045-330-8561 FAX：045-664-7296

【窓口でのお手続きが必要な場合】（例）横浜市外で予防接種を希望する方など

#### ●各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

区名	電話番号	FAX
青葉区	978-2438	978-2419
旭区	954-6146	953-7713
泉区	800-2445	800-2516
磯子区	750-2445	750-2547
神奈川区	411-7138	316-7877
金沢区	788-7840	784-4600
港南区	847-8438	846-5981
港北区	540-2362	540-2368
栄区	894-6964	895-1759

区名	電話番号	FAX
瀬谷区	367-5744	365-5718
都筑区	948-2350	948-2354
鶴見区	510-1832	510-1792
戸塚区	866-8426	865-3963
中区	224-8332	224-8157
西区	320-8439	324-3703
保土ヶ谷区	334-6345	333-6309
緑区	930-2357	930-2355
南区	341-1185	341-1189

## 10 関連ホームページ

- (1) 横浜市（予防接種）：子宮頸がん予防接種に関する情報を掲載しています。
- (2) 横浜市衛生研究所：HPV感染症に関する情報などを掲載しています。

横浜市 予防接種 で 検索

横浜市衛生研究所 HPV で 検索

- 同封のリーフレットをよく読んで、ご本人とご家族で話し合ってから接種してください。
- 子宮頸がんの対策は、子宮頸がん予防ワクチンでHPVの感染を予防することに加えて、子宮頸がんを早期発見するため、子宮頸がん検診を定期的に受けることが重要です。20歳になったら、2年に1回、子宮頸がん検診を受けることをおすすめしています。



## ◆横浜市からのお知らせ◆

## 子宮頸がん予防ワクチン・キャッチアップ接種のご案内

平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれのご本人と保護者の方へ

このご案内は、令和3年11月26日付の厚生労働省の通知により、これまで差し控えられていた子宮頸がん定期予防接種の個別勧奨の再開が決定されたことに伴い、この間に接種の機会を逃した方へ、ワクチン接種（キャッチアップ接種）のご案内と予診票を送付するものです。

接種の前に、ご本人とご家族でこのご案内と同封した厚生労働省作成のリーフレットを必ずお読みください。ワクチンの有効性とリスク等を十分にご理解いただいたうえで、接種についてご判断いただきますようお願いいたします。接種を希望される場合は、母子健康手帳等で接種歴を確認し、体調の良いときに接種を受けてください。また、接種の際には同封の予診票をご記入のうえ、母子健康手帳など接種歴がわかる資料と一緒に協力医療機関にお持ちください。なお、接種費用は無料です。

送付物	部数
ご案内（本紙）	1部
厚生労働省作成リーフレット	1部
予診票	3部※
医療機関名簿	1部

※規定接種回数である3回分です。接種済みの場合や既に予診票をお持ちの場合、規定回数以上の接種を避けるため、不要な予診票は破棄してください。



○子宮頸がんのこと  
○ワクチンの有効性  
○副反応などのリスク

など、とても重要な説明があります。  
接種前に必ず確認してください！

## 1 子宮頸がん定期予防接種について

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの主な原因とされるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を予防するワクチンです。平成25年4月に定期予防接種に位置付けられましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みなどの症状が報告されているとして、2か月後の平成25年6月に厚生労働省は積極的な接種勧奨を差し控えるよう全国の自治体に勧告しました。この勧告を受け、横浜市でも対象者へ個別にご案内をお送りすることを取りやめました。

以降、8年以上にわたり、積極的にお勧めしない状況が続きました。その後、令和3年11月に、厚生労働省から、最新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められることなどから、積極的勧奨の差し控えを終了し、対象者への個別勧奨を再開するよう全国の自治体に通知がありました。また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、公費（無料）で接種を行うことも通知されました。

この通知を受けて、横浜市でも、対象となる平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性にご案内を送付することとなりました。

## 2 子宮頸がん定期予防接種（キャッチアップ接種）の対象者・接種方法

- (1) 接種対象者 接種日時点で横浜市に住民登録がある、平成9年4月2日生～平成18年4月1日生まれの女性
- (2) 接種回数 3回

※ワクチンは2種類あります。接種はいずれか一方で、1回目～3回目の接種は必ず同じワクチンで受けることになります。詳しくは、直接協力医療機関へお尋ねください。

ワクチンの種類	説明	標準的な接種間隔
サーバリックス (2価)	子宮頸がんの主な原因となる HPV-16 型と 18 型に対するワクチン	初回接種の1か月後と6か月後に追加接種(計3回)
ガーダシル (4価)	HPV-16 型と 18 型に加え、尖形コンジローマという病気の原因となる 6 型と 11 型の 4 つの型に対するワクチン	初回接種の2か月後と6か月後に追加接種(計3回)

※1回目又は2回目の接種で中断してしまった方について

- ・初回からやり直すことなく残りの回数を接種(2・3回目又は3回目)できます。
- ・1回目又は2回目の接種で中断してしまった方で、2価と4価のどちらを接種したか不明な場合は、どちらのワクチンを接種するか、医師と相談の上でお決めください。

※9価ワクチン(シルガード9)を任意接種で完了している方は、2価又は4価を接種する必要はありません。

(3) 接種場所 横浜市内の予防接種協力医療機関

※同封の「予防接種協力医療機関名簿」(居住区)を参考にしてください。

※居住区以外の予防接種協力医療機関での接種を希望する場合は、横浜市予防接種コールセンターへお問い合わせいただくか、横浜市ホームページに掲載している各区の予防接種協力医療機関名簿をご確認ください。

[横浜市 予防接種](#) で [検索](#)

(4) 必要な物 同封の予診票及び母子健康手帳(母子健康手帳がお手元がない場合は健康保険証で年齢等を確認します)

(5) 実施期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで(3年間)

※ただし、接種日時は医療機関によって異なります。また、予約が必要な場合もありますので、事前に「予防接種協力医療機関」にお問い合わせください。

## **以降、未成年者(18歳未満)の場合、特に保護者の方へお伝えしたいこと** **※成人の方はご自身に置き換えてご確認ください**

### 3 保護者の同伴や同意について(救済措置対象者のうち16歳以上18歳未満の方)

横浜市では未成年者の場合、定期予防接種は保護者同伴を原則としています。ただし、次に該当する場合で、やむを得ず保護者が同伴できないときは、このご案内文、同封のリーフレットをお読みいただき、ワクチンの効果やリスク、接種後の注意などを十分ご理解いただいた上で、保護者が署名をした「接種同意書」を協力医療機関にお持ち下さい。

- ・保護者が接種について十分理解していること。
- ・保護者と相談の上で本人がワクチンを選択し、予診票右上の選択欄(2価あるいは4価)を○で記している。
- ・保護者と相談の上で本人が予診票の質問項目に回答している。
- ・同意書の保護者自署欄に署名している。

なお、同意書は横浜市ホームページに掲載しています。 [横浜市 予防接種](#) で [検索](#)

※16歳以上18歳未満のお子さんは、法律上は保護者の同意なく接種することができますが、できるだけ保護者の同意を得てから接種するようにしてください。

### 4 予防接種前の注意

#### (1) 一般的注意

**予防接種は、体調の良いときに受けるのが原則です。**日頃から、保護者の方はお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。何か気にかかることがあれば、あらかじめ、かかりつけ医や福祉保健センターにご相談ください。

#### ア 前日まで

- ① 受ける予定の予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは、接種を受ける前に接種医に確認しましょう。
- ② これまでに受けた予防接種によって強いアレルギー反応を起こしたことや、過去にけいれんを起こしたことのあるお子さん、または基礎疾患のあるお子さんは、事前にかかりつけ医にご相談ください。
- ③ 都合により、**横浜市以外の市区町村で予防接種を希望する方**は、事前にお住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係に、ご相談ください。なお、接種費用は原則、有料となります。

#### イ 接種当日

- ① 朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わらないことを確認してください。  
接種を受ける予定にしている場合、体調が悪いと思ったらかかりつけ医に相談のうえ、接種するかどうか判断しましょう。
- ② 自宅でお子さんの体温を測り、平熱であること確認し、少しでも体調の悪いときは、次の機会に延ばしましょう。
- ③ 予防接種を受ける医療機関には、お子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方がお連れください。
- ④ 予診票は、接種医への大切な情報です。責任を持って詳しくご記入し、特に、最近受けた予防接種、アレルギーなどをご確認ください。

#### ウ 新型コロナワクチンとの接種間隔

新型コロナワクチンとの接種間隔は、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間以上の間隔を空けてください。  
なお、新型コロナワクチン以外のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

#### エ その他

麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ等にかかった場合には、全身状態の改善を待って、接種してください。

なお、接種については、免疫状態の回復を考え、以下の間隔を目安にあけてください。ただし、接種の実施は医師が判断しますので、接種の際はあらかじめご相談ください。

かかった疾病		間 隔
突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）など	⇒	治ってから1～2週間程度
風疹、みずぼうそう（水痘）、おたふくかぜなど	⇒	治ってから2～4週間程度
麻疹（はしか）	⇒	治ってから4週間程度

#### (2) 予防接種を受けることができない方

次のようなお子さんは接種を受けられません。

ア 明らかに発熱（通常37.5℃以上）しているお子さん

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん

ウ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん

※アナフィラキシーとは、通常、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。

エ その他、医師が不適切な状態と判断した場合

#### (3) 予防接種を受ける際に注意を要する方

次に該当する場合、必ずかかりつけ医にお子さんを診てもらい、予防接種を受けてよいか事前に判断してもらいましょう。

また、接種は、かかりつけ医で受けるか、あるいはかかりつけ医に相談のうえ、必要に応じて別の医療機関で受けましょう。

その際、その医療機関が予防接種協力医療機関であるかについても確認してください。

ア 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん

イ 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん、または発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられたお子さん

ウ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん

けいれん（ひきつけ）の起こった年齢、そのとき熱はあったか、その後けいれん（ひきつけ）を起こしているか、接種するワクチンの種類などにより条件が異なります。必ずかかりつけ医と事前に相談しましょう。

エ 過去に免疫不全の診断がなされているお子さん及び近親者に先天性免疫不全の方がいるお子さん

オ ワクチンの製造過程で培養に使う抗生物質や安定剤などにアレルギーがあるとされたことのあるお子さん

カ ワクチンの成分またはトキシイドに対してアレルギーをおこすおそれのあるお子さん

キ 現在妊娠している場合は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

## 5 予防接種後の注意

- (1) 痛み等の頻度が高いワクチンであり、接種の痛みや緊張のために、血管迷走神経反射が出現し、失神することがあります。接種後は少なくとも30分間は背もたれのある椅子に座っていただき、座位で様子をみてください。前に倒れる場合がありますので、注意して様子を観察してください。
- (2) 接種後1週間位は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- (4) 接種当日は、激しい運動は避けてください。
- (5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

## 6 接種後に健康に異常があるとき

接種後、具合が悪くなったときは、すぐに接種を受けた医師、または、かかりつけの医師の診察を受けてください。

また、全国に、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状の診療に関する協力医療機関が設置されております。協力医療機関の受診については、接種を受けた医師、または、かかりつけの医師にご相談ください。協力医療機関は厚生労働省ホームページに掲載されています。 [HPV ワクチン 協力医療機関](#) で [検索](#)

## 7 接種後の症状等に関する相談窓口 【午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始除く）】

横浜市健康福祉局健康安全課 : 電話 045-671-4190 / FAX045-664-7296

接種後の症状で悩んでいる方、その他、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関して不安や疑問、困ったことがあるときは、健康福祉局健康安全課までご相談ください。

## 8 予防接種の救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。予防接種による健康被害が生じた場合には、お住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係または健康福祉局健康安全課にご相談ください。

### (1) 副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の赤み・腫れなどの比較的良好にみられる軽い副反応や極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。

このため、予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と厚生労働大臣が認定した場合に給付をします。

### (2) 給付の決定について

申請書やカルテ等、ご提出いただいた書類をもとに横浜市、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した横浜市から、支給の可否をお知らせいたします。

### (3) 給付の種類

- ア 医療機関での治療を受けた場合：治療に要した医療費（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用を支給します。
- イ 障害が残ってしまった場合：年に4回、障害の残ったお子さまを養育するための年金を支給します。
- ウ 亡くなられた場合：葬祭料及び一時金を支給します。

## 9 お問い合わせ

**横浜市予防接種コールセンター** 【午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始除く）】

電話：045-330-8561 FAX：045-664-7296

【窓口でのお手続きが必要な場合】（例）横浜市外で予防接種を希望する方など

### ●各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

区名	電話番号	FAX
青葉区	978-2438	978-2419
旭区	954-6146	953-7713
泉区	800-2445	800-2516
磯子区	750-2445	750-2547
神奈川区	411-7138	316-7877
金沢区	788-7840	784-4600
港南区	847-8438	846-5981
港北区	540-2362	540-2368
栄区	894-6964	895-1759

区名	電話番号	FAX
瀬谷区	367-5744	365-5718
都筑区	948-2350	948-2354
鶴見区	510-1832	510-1792
戸塚区	866-8426	865-3963
中区	224-8332	224-8157
西区	320-8439	324-3703
保土ヶ谷区	334-6345	333-6309
緑区	930-2357	930-2355
南区	341-1185	341-1189

## 10 関連ホームページ

- (1) 横浜市（予防接種）：子宮頸がん予防接種に関する情報を掲載しています。
- (2) 横浜市衛生研究所：HPV感染症に関する情報などを掲載しています。

横浜市 予防接種 で 検索

横浜市衛生研究所 HPV で 検索

- 同封のリーフレットをよく読んで、ご本人とご家族で話し合ってから接種してください。
- 子宮頸がんの対策は、子宮頸がん予防ワクチンでHPVの感染を予防することに加えて、子宮頸がんを早期発見するため、子宮頸がん検診を定期的に受けることが重要です。20歳になったら、2年に1回、子宮頸がん検診を受けることをおすすめしています。

